

会田家備忘錄

(第越ヶ谷風土記  
一章)

# 第一章 会田家備忘錄

## 1. はじめに

古くから在郷の人産ならば、越谷周辺の地に会田の姓を称する旧家が多いのに賛付がれていたに事と思われ。例えば四丁寧・神明下の西会田家・越ヶ谷新町ならびに御殿地の会田家・さらには浦和市大門・草加市谷中・八潮町八条の各会田家と江戸時代に名主等の村役人や宿場の同屋等肩役人を勤めた名家が数多く見受けられる。なお江戸時代初期に会田の姓を称した旧家には西新井の有澤家・ヒ左衛門の井上家等があり、その始祖や初代などご会田家との縁組を著示した系図をもつものに互曾根の中村家・表塚の中村家などがある。又語に江戸時代没落した名家には名主・本陣・時差三役兼帶の越ヶ谷本町の会田家や市場割元を勤めていた同じく本町の会田家などがおり、その地代々津糠瀬の家臣として嗣奉行や足利師範などを勤めていた現在函館市居住の会田家々譜の記載にも越谷会田家よりの出自を明記されておるものも

あり、越ヶ谷はその周辺に限らず、他地方に迄特殊の家格とも名門とも見做されて来た。

これら一連の会田家の間には、血縁、非血縁を問わず、何等かの関係が存していたと想えられるが、或は草なる偶然であつたのかも知れない。然し、よしんば偶然の同姓であつたにしても、越ヶ谷ならびに近郷の地に着籍して、代々その土地の開拓や発展にある役割をになつて活躍して来た。郷土の史的な存在である事に疑ひはない。

したがつてこの各会田家それぞれの由縁をさぐることで、そのまゝ、越谷の歴史を明らかにする一端の手掛つになるものは言うまでもないことが思われる。

## 2. 会田出羽家

(御殿地会田出羽家系図)

次頁参照

清和天皇 番 海野小太郎 番 会田次郎幸持 番

会田中務丞信清 番

(小田原北家二仕)

今田(越ヶ谷ニ住ス)出羽資清

出羽資久 之助右衛門資重

又六 漢忠	五頭兵衛資周	源共衛資房	平兵衛資助
十佐衛門資信(代官役)	伊右衛門資刑(代官役)	伊右衛門資致	

出羽堀・出羽地区と今にその名を伝えられてい  
る出羽の遺名は、出羽堀・出羽地区の開発者会田  
出羽の名に因んで名付けられたものといわれてい  
る。

現在静岡市に住んでおられる御殿地の会田家系

図によると、会田の姓は鎌倉末期にたまたま居住  
していた信州会田堀の土地名をとつて継承の海野  
姓を会田と改めたもので、源賴朝の御家入として  
勇名を馳せた海野小太郎の系統である。時代は下

註一

天文二十一(1542)年頃の原本・小田原秘鑑中御馬廻  
衆百二十騎中に会田中務丞の名があり、又小

田原家詮後儀永録二年云繩狀知行役会田中務

丞の名が見える。

小田原兼語後帳

一、会田中勞丞

三拾弱文 江戸下平川耳貢内にて被下

百二賣百五拾文 半役 小石川 飯塚

五拾三賣四百文 半役 小石川 飯塚

五拾一賣二百五拾文 半役 小石川 飯塚

以上 二百七拾六賣九百文

此内 二百五拾三賣五百文改云

被仰付知行役

賈税

一、五拾六賣五百八拾一文 小石川木所櫻井

元賣通知行

此度 改政所知行役可申付

特に越ヶ谷周辺は、岩瀬の太田・小田原の北条房宗の里見・更には宿駅の梁田といつた戦国大名の支配が交錯して居た。

言わば、政治的空白地帯でもあり、武家として新しく成長していくには恰好の根據地と見做される恩恵があつたと考えられる。そして父が北条家の給入であつたにもかかわらず、北条氏とは敵対關係にあつた太田資清との親交を深めたのは、一つには身の保護のため、一つには各大名の争乱の闘争をぬつて武運の機会をつかむ為とも見られる。当時の周辺一帯は未開拓な低溫地が多く、一般的にも開拓地方は、農業生産力も乏しく、以後進みられる。當時岩瀬城主であつた太田美濃守資政（三郎）と親交を重ね、資政より「資」の字を授

つたといわれ、出羽の子孫といすれも代々「資」の字を用いている。

資清が越ヶ谷の地に居住を送んだ理由は尋らではないが、父中勞丞は荒川の下流（現在の中川）葛西側で北条家の代官職を勤めており、越ヶ谷周辺は舟運を利用すれば、至近の距離にあつたことから、この土地の選定は可能であつた筈である。

特に越ヶ谷周辺は、岩瀬の太田・小田原の北条房宗の里見・更には宿駅の梁田といつた戦国大名の支配が交錯して居た。

言わば、政治的空白地帯でもあり、武家として新しく成長していくには恰好の根據地と見做される恩恵があつたと考えられる。そして父が北条家の給入であつたにもかかわらず、北条氏とは敵対關係にあつた太田資清との親交を深めたのは、一つには身の保護のため、一つには各大名の争乱の闘争をぬつて武運の機会をつかむ為とも見られる。当時の周辺一帯は未開拓な低溫地が多く、一般的にも開拓地方は、農業生産力も乏しく、以後進みられる。當時岩瀬城主であつた太田美濃守資政（三郎）と親交を重ね、資政より「資」の字を授

れた純軍事的家臣团として編成されるまでに至つていな。すなわち大名が家臣团を養うだけの生産物、地代（年貢）を徵收する体制もまだ不完全なものであり、單役、勞役といった勞働、地代の課役が主であった。

したがつて、会田資清とて本来の武家だからといつて、これらの大名に仕官なし、直ちに扶持や知行を与えられるといった時代ではない。自力でまず荒地を復興させたり、未開墾の土地を開拓したりして農業經營を拡充し、且つ安定させその土地の領主としての基礎を確定させることができた。

自力と云つても現在考える精耕細作小農族による独立した土地經營は到底考えられない時代であつた。それは有力者（名主百姓と云われる）を中心とした家父長制的複合家族經營といふ血縁親族や非血縁の下人所從（名子被官とも呼ばれる）を駆使しての比較的大規模な農業經營であつた。

なんとなれば商品經濟の未熟な時代においては自給自足の生活が基本であり、したがつて歎きと云つた農業器具類や、馬牛といった農耕家畜の

自由に入手出来ないものであり、勿論灌溉、排水、施肥といった諸勞働も單独では出来ない。名主の田畠を借り、耕作する代價として名主の名田に勞役奉仕をしながら、衣食住の日常生活に至るまで親方（名主）に依存しつゝ分業の力に頼らなければならなかつた。

単督家族が完全に独立して、單独に生活を営むには地主に小作料を払うだけの余剰あつた生産性の向上を苟たねばならない。

しかし、強いて言えば、そうした小農自立の条件が備わりつゝある過程にあつたものとわいえ。このことから、会田出羽も決して單身越ヶ谷に居住した訳ではない。充分な資力を携えた上、一族同族というか、多くの下人所從を伴つて、畠介、北条・太田等の有力大名の同族に在つて、何れの保護もろけずに、或は軍役にかり出されて戦死したか、たまたま強力な名主を失つて、荒廢していた政治的空的地といえる越ヶ谷に居を構えることになり、領主としての農業經營に着手してしまつたつもりであろう。とすれば、父祖伝来の地ではなくとも戦國動乱の古に領主として土着出来

る可能性の條件は充分あつたものと考えられる。

註

ニ

北條氏繁綱書 (越谷大相模大聖寺)

定

右大模不効院從古承就岩付 新願所役等祓除  
之靈ニ只今妄ニ横合申懸由候、一段不可然儀  
自今已後者如前々 岩付武運長久 如意田滿  
之精誠懇懃被勤修尤ニ確 然者前々無之張  
己下等并諸事獨合非分申入候着則可承候速二  
可及証明候 状如件

元龜三年壬申二月九日

氏繁(花神)

大 模 不 効 院

元龜三年(一五七二)と云え、諸に太田資正は  
衆臣によつて追放され、北条氏房が資正の娘晉  
として岩槻城主となり、太田氏房と改姓して岩  
槻周辺は北条の勢力下におかれたりであるが、  
なおこのよな綱書が大相模不効院に出された  
の甘、北条の政治力がこの時でもまだ不安定だ  
つた証左である。

大沢本碑大松屋主人福井猶貢によつて化政期に書  
寫された風土記「越ヶ谷城の變」によると「合田  
出羽儀御大画の節と越ヶ谷の大家ニ而独居庫屋住  
居、今ニ伝 城町入はよ御殿迄」とあり、御殿地  
に広い屋敷地を構えており「頭山・是者会田出羽  
手前社置候着 理申候場所の由」とあつて裁判ら  
巡査も出羽が自由に行つていたものと見られる。  
又「本陣・同屋・名主三役兼帶の家柄・本姓に三  
鷗氏の所、越ヶ谷会田出羽より一同ヒ入開起之者  
同姓に相成り、会田八石街門と相名泉居申候」  
「姓看会田と申会田出羽より許須の名字ニ而一等  
といク記載もあり、戦乱に主家を失い、土地を追  
わされて越ヶ谷の地に忍んで來た没落の士や近在の  
有力百姓に同姓を与えて、これを一族關係に組入  
れ、会田家の努力を強めようとした様子も見え  
る。かくて出羽は川口より鷹ヶ谷・戸塚・大門と  
岩槻方面へつらなる武藏磨台地の麓に広々と展開  
する温地帯に着目し、ここを開発して領地の拡大  
をはかるため、先ず排水溝を掘鑿して湿地の干拓  
をはかつた。これを出羽堀と云う。そして開発に

つとめた地区は、今の七左衛門、越谷、大間野の地で出羽地区と呼ばれる。

处が資清は領主として成長していく事業の半にして天正十七年八月三日に没した。法号は

「善教院殿長善利寂居士」と云う。

資清の後を継いだのは、同じく出羽を称した資清の子「資久」であったが、時既に世の中の状勢は大きく覆りつゝあつた。即ち天文十八豆戻東一四を支配していった北条家が滅亡、これに代つて時代にマッキした新しい政治理念を把握して戦国大名から近世大名へ脱皮していった總川家康が関東え被封されて江戸を本拠を構えた。

かくて家康は先ず河道の変更、用水排水の整備農地の拡張と精力的に農業の生産性を高める努力を繰り農業生産力を高めていくにしたがい検地等の手段で徐々に郷村の家父長制的頑固家族の体制を解体していった。即ち、従来名主に隸属していた実際の耕作者である下人・所従及び一族の者を尊重なる検地によつて独立させ、賣租の直接負担者に育てていくと共に、新しい行政単位の郷村を編成していく。

この過程において刀狩りと云つて農民より武器取り上げ、兵農を完全に分離する政策を押進めこれは武士を農業經營から分離して、單に扶植地代を与えた家臣因に組織してゆき。遂には在より城下に集住させていく前提でもあつた。

こうした中で在郷の強力な名主層の間では武に棲立てられたものも少なくはなかつたが多くの百姓身分として支配権力の末端行政單位に編成されていく村々の庄屋、名主として貢租の取扱いや行政面を担当する村役人等になつていった。

「越ヶ谷派の蔓」によると出羽資久も切水へ土地の給付でなく現物米の給与（千石の御使番に獨立された處、これを辞退して元和の検地に百姓名所になつたといわれる。勿論、中世名主として越ヶ谷及其の周辺を領有していいたと見られる会田出羽の所持地も、そのほとんどは一族の者や下人所従ならびに近隣の百姓へそれぞれ分割されて検地帳へ登記されていったことであろう。

関東六ヶ国一四の新しい大名領主としてこの地に望んだ家康はこうして、内藤清成、大久保長安、伊奈備前等の代官頭を活躍させて中古の郷村や農

民に對し新しい封建的支配体制の確立をはかる為  
努力していったが、鷹狩りにことよせて自らも常に  
民情を観察することを怠らなかつた。このため  
鷹狩りの基地として江戸近郊の各所に御殿が設置  
された。その中の一つに越ヶ谷御殿がある。

(後章「越ヶ谷御殿」参照)

慶長九年(一六〇四)増村村城の上にあつた御  
菴屋御殿を越ヶ谷に移したものといわれるが、こ  
こは、前々より出羽屋敷内の地であり、御殿並び  
に御賄屋敷共出羽の陣屋内に建てられたと考えら  
れる。その後、家康は度々越ヶ谷に放鷹して御殿に宿  
泊しているが、その御使出羽夫妻に御目通りを許  
し御馬祿遣遣之御旗、御紋付御扇、東照宮御筆の  
筆など下賜されたとある。

慶長十三年五月、富一町歩の御除地(熙昇貢の  
私有地)をたまわり、伊奈備前、書判印形の差添  
書が渡された。

以上

急度申入候 仍其方共御公方御用態々被走廻候  
村而爲屋敷分と富志町赤被下候、長ク所務可被  
致候、御用可被走廻候、右又通り本多庄殿殿

も御存知の之面如比候、仍如件

慶長拾參耳

伊奈備前

申 五月九日

忠次印

押

会田出羽殿

これは、たまたま御殿の敷地を提供したていう  
そのものの代償でなく、越ヶ谷の有力者として家  
康の施政に協力した褒賞の一つであつたと考えら  
れる。このように家康は支配体制の確立を進める  
一環として封建体制の基礎である農民を自己の管  
中に把握するため先ず村の有力者を櫻井して治安  
の確保や勞働、地代、生産物代の収納や其の他  
もろもろの施政に協力させていくようになつてい  
つた。その施政の一つに伝馬の駅制があつた。

慶長五年閏ヶ原合戦に勝利を收めて事實上天下を  
掌握した家康は翌慶長六年伝馬文通の便覽とはか  
つて先ず東海道に統いて同七年中山道にそれぞれ  
毎馬の刺を布いたが、奥羽道もこの後(同八年)  
直ちに伝馬刺を布いたものと推察される。當時の

岩槻城主高力河内守の柏壁新宿の取立準備の文書  
(註三)がそれである。

註三

柏壁新宿任先例做 早々自前二居住之者共  
相集足成候儀 簡密ニ可致沙汰有也

慶

長

ヒ

ヨ

寅 九 月 十 二 日

高力(花押)

図書譚正

なお、奥羽道に伝馬役が布かれて後、越ヶ谷が宿駅に指定された時期は明らかでないが、ここは古来より奥羽への道筋にあたっている。即ち、千住より龜有辻で左折、大原道りより中川の自然堤防上を八条、大相模、夏普根と伝つて越ヶ谷に入り、更に川沿いを岩槻に抜けて幸手方面に出ると云うコースであったようである。この道筋に当つている越ヶ谷は、寛永六年(一六二九)千住・越ヶ谷両宿町の里程が遠距離で伝馬継立が難儀であるとの理由から、若狭郡村の郷士大川図書の道

路建設で成立した草加が新たに宿場として指定されていいる事情から推して可成早期に奥羽道中の駅場であつたと見られる。勿論宿駅構成の条件としては、伝馬役、歩行役を負担しある程度の宿泊設備を整備した聚落を必要としたが、越ヶ谷の交易市場が文禄年間(一五九二)すでに六郡市となつたといわれているから宿駅の負担にたえるだけの聚落は形成されていたものと思われる。なお宿駅を構成するにあたり、宿場にふさわしい町割が行われた筈であるが、その際(瓜の蔓)によると越ヶ谷村は街道に沿つて本町、新町と二つに区画された処、その中央に会田出羽持切りの所有地があり特にその一画を差しして中町と名付けたといわれる。かくて会田出羽家は中町の大疊敷を岡塗場(伝馬中繼所)にして中町の名主役と岡塗役とを兼帶したが、實際にはこの役を代役に勤めさせ負らは義様のように振舞つたとある。

岡塗役は新井又兵衛という多分出羽家の徒着であつたであろう者が勤めていた。さらに本町の名主岡塗又慶安中(一大四八〇)より本陣と三役兼帶を勤めていたのは出羽の一歳会田八右衛門で

あり、同じく新町の東名主とも会田式花衛門・会田清兵衛とそれぞれ出羽一門、それに交易上重要な市場開拓も会田稚四郎といわれ、越ヶ谷の要恵は、殆んど出羽家の掌中にあつた感がある。

かくて中世封建社会より近世社会への大きな転換期に直面して土豪より村役人層への改革を辿つて來り出羽家は、それで力越ヶ谷一園にその努力を發揮することに成功し、土地を取り上げられて百姓身分になつたとは言え会田家々運の裏機は一

度安泰であるがに見えた。そのような過程にあって元和五年十月十六日（一六一九）古の中のはげしい稼り代りに順応しながら生き続けて来た会田資久は没した。

「法焉を歡喜競歎若与道光居士」と云う。

その子は会田七郎右衛門資重といい出羽を襲名したか否かは不明であるが、司継き二代清國秀忠の越ヶ谷攻囲に際しては資重夫妻拜謁を仰付けられていたといわれ、又元和七年日光社祭りの際突厥した宇都宮事件の漏洩、忍道を察内して將軍の御先導を務めたとも言われる。

その後寛永元年資重の子十花衛門資信が三式

將軍家光の小姓として仕官、同十年廻切米三回もなく加増二百俵、都合五百石戸の旗本となり大御番権村幕刀組に編入される。旗本会田家のである、慶安二年資信が没して、その子十五歳の資盛が遺跡を経ぎ、寛文四年（一六六四）大御番津出羽守組に入った。

後元禄八年（一六九五）には大坂御守奉行に追、宝永四年（一七〇七）長寿を保つて没した。續いて伊右衛門資刑家督相続。正徳五年（一七一五）御番方より幕領説起の代官役に転出、その子伊右衛門資誠も續いて代官役を襲い、資刑より資誠、正徳年間より安永年間にかけて武州・駿州・石川等各地の代官として活躍した。

一方越ヶ谷本家の出羽家は七郎右衛門資重、侯元年（一六四四）に没した後、又六資忠が継いだが資忠は元禄五年に死去、その後を五郎の資勝が継いだが宝永から正徳年間に没落して戸へ転出するに至った。

越ヶ谷の村役人層として避匿たる基運を築いたに見えたが会田出羽家がなぜこのように早い段にもろくも崩壊したものだろうか。現在出羽せ

文書は全く散佚してこの間の事状は不詳であるが、敢えて桂論を試みなれば、先ず客観的な事情として、一つは、幕府崩壊後一世紀、強力な幕府体制が廃止され、幕府的支配は村々の末端に延び、透し、もはや郷村における豪族的有力者の権力を必至としなくなつたばかりか、家康陣東入国当初有力者に与えられていた特權や保護が幕府制秩序の防げになつていた。このことから村の特定者に対する元来の特權や保護を否定して休制の秩序へ一律に組入れようとした傾向が強かつた。

例えば、元禄八年地方直しと吾われる總檢地実施にあたり、寛永十三年伊奈備前よりの差添書密羽をもつて一町歩の座敷地を耳領した出羽家の差地所は吾姓年貢地として新たに名記され、同屋、名主の代役差出勤といつた特權も否定され平百姓に豁されたといふ。

一つには、街道筋の往来が煩雑となるに従い必然的に商品流通が拡大された。これに対応して、宿駅自体いや志なく貨幣經濟の渦中に巻きこまれ、新兴の商人層が宿場の実力者として旧来の本百貨層に取つて代わるとする状勢になつて來てい

たこと、例えば越ヶ谷宿の名主・向屋といつた宿役入ならびに本陣の文書がそれである。

一つには参勤交替の日光奥閉係の公用旅行が繁多になり御用印伝馬、御証文伝馬、御定賃錢と剣の合わない伝馬継立によつて宿場の負担が予想外に過重であつたことなどが挙げられる。こうした時勢の流れを考慮した場合、おのずから越ヶ谷の名門出羽家の没落が理解される処であるが直接的な没落の素因は何であつたか、江戸へ退転した出羽家の当主五郎兵衛は延享三年(一七四三)に没しており、諸々の特權を返上げられて平百姓級となつた。元禄八年の檢地には逆算して五拾老年、まだ幼耳弱であつた筈である。

### ○ 井出氏永昌碑跋書

会田出羽為越ヶ谷役己 出羽家没基 子景助  
弟家寧 旦廟其姓、根里正及孤長 謂冥私退く

○ 井出家之祖 会田清右衛門の早代から惟して子風とはどうしてか 五郎兵衛でなければならぬ

会田家出羽家系図には「五郎兵衛病身故身上否如何と相成り、右復貿物渡流地相成居處」と

あれど大家の身上とて病身は理由にならぬ。く執念とも言ひべき念願ではなかつたろうが。場  
案するに平百姓扱いと存り名主・同屋よりヨを引いた際、下代に代行させていた同屋場の裏積負擔  
の清算を出羽家が負担させられたのではないかと考えられる。前に述べた通り名家の伝統的權威や  
勢力の基盤は既に失われていた時期であり、而も当主は幼少であつたと云う理由で——これは余  
りにわうがち過ぎた憶測であろうか。しかしそうした苦汁を飲ませられたればこそ、五郎兵衛は成  
長後江戸で酒屋渡世に成功、其の子源兵衛及び其の弟平兵衛の代に執念に近い程の恩命まで越ヶ谷  
復帰の努力がなされたと言えられる。

即ち五郎兵衛の子源兵衛、平兵衛兄弟は先ず越ヶ谷地内の新田開発を幕府に申請、宝曆九年（一  
七五九）十一月、一色周防守役宅において願いの通り許可され、畠一町十六歩半の新田開発に成功  
統いて安永二年（一七七三）正月、伊奈領前差添書判による畠一町歩の拝領裏敷地、この裏敷地四  
反三段拾步貞の外裏敷地の稚木林地四反廿四歩  
同じく九畠廿四歩、合計四町歩にわたる元の出羽  
居屋敷之構内、同様開拓することとなる。これは全

く執念とも言ひべき念願ではなかつたろうが。場  
在大林の義永家に保存されてある出羽家虚岳の  
に

### 正位田稻荷明神副

同

同

同

同

武  
志  
高  
王  
郡  
越  
ケ  
谷  
猪  
住

会  
田  
出  
羽  
路  
驛  
資  
清  
子  
原

江  
戸

平  
兵  
衛  
御  
武

同  
越  
ヶ  
谷  
宿  
住  
会  
田  
五  
郎  
平  
兵  
衛  
御  
武

五  
郎  
兵  
衛  
御  
武

と記されてある尺余寸程の祠であるが、これは

五郎兵衛の代まで所持していた出羽裏敷地所裏敷

しの願望を懸けて祀られた稻荷に相違はない。  
且つ地所賣戻しの念願成就の後、更に祠を初願  
したのが不詳ながら文政十五（一八二二）越ヶ谷  
の久伊豆神社（正しく記せば四丁野村迎接院持  
を行つてゐる。

一 新道

文政十九年八月五日

一 外國庭阿茹獅子志対 神宮寺第二十世  
御神橋

箱印秀山代

以上三口頬草元奉納

会田出羽資清 子孫

頬主 会田平兵衛資武

今田清太郎資美

である。何れも最近まで現存していたものであるが、今は阿茹獅子一人だけは昔の跡を残して社前に建っている。(以下下段へつづく)

以上

(二)

会田七左衛門家

越ヶ谷市出羽地区七左衛門家は、江戸時代七左衛

門村といふ独立した行政村落であつた。正保の初

年(一大四四)幕府によつて各村高の調査を繰り返した武藏用度帳によると(下段参照)

会田出羽家の越ヶ谷における位画づけを雄略を交えて素描して来たが、そのより所は主に会田出羽家系図、寛政重修家譜、越ヶ谷瓜の蔓に依つたものであり、これらを考察する处何れの資料にあらざる誤謬や事実に反する個所が指摘される。特に「越ヶ谷瓜の蔓」の出羽家に関する記載は当所言い伝え等で書かれたものと思われ矛盾や誤謬口一見して目につくが数少ない会田家史料にとつて例え率直に反する箇所があつても示唆に富んだ幾多の真実が汲みとれる貴重な記録である。出羽家の研究は今後史料の発掘に依つて(例えば検地帳の発見等)更に追求せねばならぬ重要な課題でもあるが、この稿が少くとも今後の研究の手ばかりの一端になれば幸甚である。

黒く七左衛門が村名となつたものであろう。

元幕給耳の検地御承帳には七左衛門の村名となつており「高都合千二石九斗三合」となつてゐるが、これは大間男・越巻兩村が槐戸村より分離した後の村高で短い期間に飛躍的な開発を遂げていたことが推察出来る。

この七左衛門の村名は、この地の開拓者会田七左衛門政重の名をとつて名付けられたものといわれてゐる。

七左衛門家は現在に続いている神明下の会田家がそれであるが、残念なことにこの家は幾度かの火災に遭つて住居の記録類は全く喪失してしまつた。僅かに手跡りを残しているのは、天和三年（一六八三）成立の「神明縁起書」という七左衛門直重の功績を讃えた頌文と同家過去帳並に同家墓地の墓石や「越ヶ谷武の蔓」「新編武藏風土記」等である。

成立の手跡りとなる頌文料からは前確な史実をつかむのは困難であり、筆にこれ等の史料の解説を進めながら、おぼろげながらその足跡を辿る外はない。

先ず会田七左衛門政重とは何時頃の人で、如何なる人物であろうか。政重が妻亡したと云われた「日限汎観興院」に今なお保存されている政重の墓碑には

寛永十九年十一月

### 日限汎観興院清信士

行年六十二才政信

とあり、寛永十九年の誕生日から逆算すると天正八年の生れとなる。「越ヶ谷武の蔓」に依ると「寛永の初め越ヶ谷会田出羽表門前に捨子有之、小袖守成、追刀相添之有之、江戸表の由緒之小兒と群見し候尚養育致候處、生長之後才發不尋常、会田七左衛門政重と名付候 出羽三男之處 槐戸新地沿岸開發致頭神下新地住居す云々」である。

勿論 天正八年（一五八〇）の生年から推して家康関東入封以前の事であり、寛永の初めとか又江戸表とかは明らかに誤謬である。しかし養子を裏付けるものに七左衛門家の過去帳がある。即ち道貞禪定門・妙林禪定尼・大祖政重の義父母也法皇妙林 大祖政重の義祖父

とあり、若し会田出羽に拾われたのが事實ならば

出羽は政重を継ぎの一人に託して養育させたものとも考えられる。生長の後其の才能をかわれ出羽親子が兼ねて届を描鑿し（出羽城）湿地を干拓して或る程度開発を進めていた槐戸新田の經營を分家創出の形で政重に任せた。多分慶長五年（慶長十年頃の年代（政重二十九年～三十五年の頃）であつたろう。

出羽家の頭で既に觸れたように家康は名主百姓を中心とした家父長制的複合家族經營を逐次解体して實際の耕作者である下入や所從（名子や被官）と云う）を独立させていく政策をとつたとのべたがその結果は政治状勢が安定を見せて行政改革を積極的に押し進め、いつた慶長末年より元和の初めにあたり会田政重は間もなく新田槐戸村の事実上の經營者として出羽より独立していく。

槐戸新田の小農經營者が自分的には、それぞれ平等な地所の名詠者として行政村を組織するのはまだ若干の年月を待たねばならない。と云うのは槐戸耕地はいまだ開発の途上にあり、開拓農民は一人前の年貢負担者として不確定な過程であつた。そして埋代勞役というか主に用水、排水の工作、

道路や渠尻の工事、ならびに干拓開墾の作業といった労役に駆使されて小農自立の段階に至つてはいない。

斯くて個々の耕作農民も家父長制的体制に依存して自立の為の爆發的な努力がなされていったものと思われる。したがつてこの開拓地を能率よく統轄させていく為に幕府は、名主百姓府住處をもつた（出羽より依託されて）政重を開発の推進者として又年貢負担、労役負担の責任者として幕府の地方役人という形をもつてこの地を支配させた。勿論このことは、出羽の所有地となるべき地を否定して官領に組入れていくことであつた。

神明縁起書の「元和年中会田氏政重首任官使伊奈氏」とあるのがそれであり「官 = 領及新墾田。別語 = 七左新田」というのがそれである。胡ち

政重は既に会田出羽の同族手代としてではなく、官領地の支配代官（関東府代取）伊奈半十郎の手下に組入れられて（地方代官ともいわれて）、「越後守代國 = 草原一庄・井地分・邑・穀・圃・河」つて開拓に尽力したことは喜を告がない。かくてそして埋代勞役というか主に用水、排水の工作、

「茅屋梁 = 四塊一糞大廻」と言うまでになり、村民

はその功を讃えて七左新田と称えたとある。このように開発が進み人々がこの地に定着していくに従い政重は先ず眞言宗寺觀照院を七左新田の中央に建立した。用山は越ヶ谷会田家よりの出目である高僧小池坊善慶と云われる。続いて住民の增加に対応して滿藏院と妙福院の二寺を觀照院末寺として建立した。更に又佐古のこと戸塚の城主小畠山淨心という武士が戦に敗れて七左新田の内大沼のほとりで斬死んだのをいたみ、里の人々が祠を建て、祀つていたが年を経て荒廃、政重はこれを再建して村の鎮守神とした。武生大明神という神社がそれである。なお政重の妻は元和八年(一六二三)に歿しており「本婦慶与禪定信女」という墓碑が七左門家墓地に現存している。後妻は長寿を保つて延宝三年(一六七五)に死去、政重は前記の通り寛永十九年(一六四二)六十二才で没した。

其の子は政連といつてその墓石には、前伊奈家に仕うと銘記されており、父の跡を継いで伊奈家の手代を勤めたものと思われる。父政重の私旨を継いだといつてもこの時期は既に開拓地の村作りがほぼ完了され小農自立の政策によつて農民は

それぞれ七左衛門家の隸臣から独立していつたと看えられる過程であり、政重は自分の手作地(可成の所有地であつたらしい)以外は次第に開発地の管理権から切離されて純粹の官僚に移行して行つたものと思う。これが決定的となるのは七左衛門村が土産但馬守の領地とされた寛文九年(一六八九)のことであろう。即ちこの土地に関する一切の支配や管理は土家に譲渡された事である。

然し領主土屋家はそれから間もない天和元年(一六八一)その子相模守の代に駿州田中城に転封となり七左衛門村は再び幕府直轄領とされたが、会田七左衛門家は土屋家領分の時そのまま関東守代伊奈家の一介の西方役人として或は神明下村の一郷士として再びこの土地に対する支配關係の温い結び付きは許されなかつたろうし、又それは武に不可能な事態であった。続いて元禄十三年(一七〇〇)七左衛門の總村高千百二十石九斗三合の内四百八石參石六斗三升三合七夕を上級旗本平岡和泉守・吉茂道後守・管谷平八郎・長山孫三郎・中條鉄萬守にそれぞれ知行所として分ち与えられ、御料酒に私領所が複数に入組んだままで幕末まで続く。

会田七左衛門家はとの期間、政連以後そのままに伊奈頼代の手代としての役取にあつたが、或いは神明下村の捕士として名前してあつた手作地の経営に専念していたかは明らかでないが、寛政二年（一七九〇）より四年にかけての伊奈家賛助の際、伊奈家の家臣大川戸別格浦五郎右衛門外五十二名連署の伊奈家当主伊奈右近将監忠尊に対する課書（註一）に会田七左衛門及び会田孫六の氏名が記載されている。

註一 梶原村大川戸「松浦家文書」

七左衛門は当時伊奈家臣で自村役六人扶持格。孫六は在出役五人扶持格となつており、神明下七左衛門家過去帳にも同時代に西名の名が記載されてあることから、当時は伊奈家に棲んでいたのはほじ確実である。

それを更に裏付けるものに、越巻村産社祭礼帳がある。関連事項を抜粋してみよう。

寛政三年正月廿六日 当番 坂巻惣左衛門

以下中略

伊奈右近將監様御家中の内膳勅起り六月上旬右御家申四谷入程入奉致シ、過月九日板倉周防守様

裁許にて又所被致、殊ニ長田父子承業を被伊村候

会田七左衛門様は御一族御咎メ被伊村候 以下櫻

観政四子・定日

以下中略

此年四月 伊奈右近将監様 御臺敷不承断絶（中略）

同大月右近将監様者 小高源江御頃ケニ相成候、同七月廿日 会田七左衛門書入地面より地に相成

入札被伊村候

以下後略

この寛政四年の伊奈家改易の事件 ならびに当時の会田七左衛門家に対する考案は、大川戸村一松浦家の草取り役りこととして七左衛門家の痛

を一洗す終える。

むすびにかえて

以上 会田出羽家と会田七左衛門家の移り變りを、數少ない史料に基いて追求して  
きたが、それがそのまま社会の移り變りで、越ヶ谷の移り變りの一端でもあつた。

特に中世から近世にかけてのこれら召主・百姓といわれる土豪の動向は、その地の  
住民の生活を具体的につかむ上でも重要な位置にある。

したがつて、江戸時代の田家の系譜を研究するのは、そうしたことの意味のあるも  
のであろう

昭和四十二年十月

初版

昭和四十三年四月

再版

越谷市郷土研究会

理事 本間清利

会田家備忘録(越谷風土記第一章) 正誤表

ある。更に――  
活き続けて  
なることは  
少田原所領役帳永録ニ年の正繩知行  
役中会田  
小田原所領帳  
太田美濃守資正  
資正  
太田資正  
保全  
当時この周辺  
現社考えられる草替  
玄米谷いときであり、  
惜りて耕作  
したがしてたまたま  
名主を失い、  
着手して(宣)○を削除  
い。したものであろう。  
本姓は三  
畠教院上  
天正十八年  
江戸に本城  
増築村官城の上  
(同八年)を削除  
東名主・南名主とも  
引継ぎ  
幕藩制  
日光社参の  
見方に余裕

	正	誤	行	設	ページ
17 15 15 14 13 12 12 11 11 11 11 11 10 10 10 10 10	五拾七年。 出羽國没子某 井出来	五拾七年以前となり 出羽被子某 井出来			
上 上 下 上 上 下 下 上 上 上 上 下 下 下 下 下 下	の年代から推して 子某とはどうして五郎兵衛でなければならぬ。 と云う理由で、 江戸で酒屋 構内、同様夏侯す 相違はない。 写し	子某とは五郎兵衛にあたる。 と云う理由、 江戸に出て酒屋 構内を買矣す 相違ない。 削除する			
3 19 17 16 6 6 □ 12 6 21 10 7 18 17 19 15 12	日映觀照清信士 自分のには 前伊祭家 私官 移り變りて 越々谷の	日映觀照清信士不生位 身分的には 伊祭家 私掌 移り變り越々谷の			
	今田清太郎 七左衛門 会田清瓜郎 七左衛門	今田清太郎 七左衛門			
	松原	松原			